

鋼船規則 K 編, M 編及び関連検査要領における改正点の解説 (降伏点及び耐力の表記の統一)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 K 編, M 編及び関連検査要領中, 降伏点及び耐力の表記の統一に関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は 2025 年 6 月 20 日から適用されている。

2. 改正の背景

鋼船規則 K 編及び M 編には, 金属材料及び溶接継手の機械的性質に関する規格値を規定しており, 降伏点及び耐力の決定方法については, 引張試験における降伏現象に応じた各値の決定方法を規則中に明記している。

一方で, 同規則中に規定する降伏強度の規格値を示す表においては, 「降伏点」や「0.2%耐力」と表記されるなど, 表記方法が統一されていない。

このため, 降伏点及び耐力の規格値に関する表記が一貫したものとなるよう, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則 K 編 2.3.1-2., 表 K5.13

鋼船規則 K 編 2 章では引張試験の試験方法を定めている。耐力として 1.0%永久伸びの時の強さをを用いるよう特別に規定される場合を除き, 0.2%永久伸びの時の強さをを用いる旨を明確化した。

(2) 鋼船規則 K 編 3.8.11, 表 K4.24, 6.2.6-3., 表 M6.5, 6.3.6-2., 表 M6.17, 6.3.11-5. (日本籍船舶用), 6.4.6-2., 表 M6.24, 6.5.6-3., 表 M6.33, 6.6.6-3., 6.9.6-2., 鋼船規則検査要領 K 編附属書 K1.1.1-2. 表 2

金属材料及び溶接継手の規格値に関する表記を原則として「降伏点及び耐力」に統一した。

(3) 鋼船規則 K 編表 K5.10 (外国籍船舶用), 表 K8.3(a) (外国籍船舶用), 表 K8.3(b) (外国籍船舶用), 8.1.12-2 (外国籍船舶用), 表 K8.7(a) (外国籍船舶用), 表 K8.7(b) (外国籍船舶用), 表 M4.7, 表 M6.48

金属材料の特性上, 0.2%耐力を用いることが明らかなものにあつては, 降伏強度の規格値に関する表記を「耐力」に統一した。